

## 陳 情 文 書 表

受理番号	28第20号	受理年月日	平成28年11月11日
陳情者			
件名	沖縄の高江オスプレイ・パッドの建設中止を求める意見書に係る陳情		

【陳情の趣旨】

沖縄県は日本国土全体で0.6%の面積しかなく、この小さな地に国内在日米軍基地の74%が存在する。そして今、東村高江では、本土から派遣された500名から1,000名規模の機動隊によって、制圧体制の下、米軍新基地とオスプレイ着陸帯の建設工事が強行されている。

2015年9月21日、国連人権理事会において翁長雄志沖縄県知事は、「沖縄県民は日米政府から米軍基地を押し付けられて差別を受けている。その差別は日本の先住民族である沖縄県民の自決権、自己決定権を侵害している。日本政府は沖縄に対しては民主主義も人権も平等も与えていない」と述べた。先住民族については、2008年、国連の自由権規約委員会によって、先住民族として沖縄の人々を特別な権利と保護付与される先住民族と日本政府が公式に求めていないことを懸念すると公式見解が示された。2009年、ユネスコは、沖縄固有の民族性を認め、歴史、文化、伝統、琉球語の保護を求めた。

2010年3月9日、国連人種差別撤廃委員会は、「沖縄への米軍基地の不均衡な集中は現代的な形の人種差別であり、沖縄の人々が被っている根強い差別に懸念を表明」し、差別を監視する為に、沖縄の人々の代表者と幅広く協議を行うよう勧告した。2012年にも、高江の米軍ヘリコプター着陸帯建設について「沖縄の人々を関与させるための明確な措置が取られない」と懸念を表明。2014年8月29日には、日本政府に対して沖縄の人々は、先住民族だとして、その権利を保護するよう勧告する最終見解を発表し、日本政府に対して勧告の対応を求めた。

こうした、国連や国際世論とは逆行し、沖縄県の米軍北部訓練場において、東村高江集落を囲むようにオスプレイ・パッド（オスプレイ着陸帯）の建設が計画され、強行されている。

オスプレイ・パッドの建設は当該地域の自然環境や住民生活に悪影響を及ぼすものであり、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの欠陥や危険性に対し、沖縄県民の不安が増している。沖縄防衛局が東村高江のN4地区に2カ所のオスプレイ・パッドを建設し、2015年2月に米軍に先行提供することで、米軍によるオスプレイの訓練が急増したが、オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行するため、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音、低周波による被害を訴えている。

また、沖縄防衛局はオスプレイ・パッド建設工事の再開のため、本年7月11日に工事関係資機材の建設地への搬入を強行するとともに、7月22日には全国から

動員した機動隊が工事に反対する住民を排除し、建設工事を再開した。このような政府の姿勢は許されるものではない。

沖縄県議会では、本年7月21日、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、政府がオスプレイ・パッド建設を強行に進めることに対し厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く求める意見書を可決している。

政府は、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重、国民主権に照らし、沖縄における選挙結果、県議会意見書、地元自治体や住民意見で示された、米軍・オスプレイ・パッド建設反対の民意を尊重し、対話を通じて解決の道を探るべきと考えます。

以上のことから下記について、地方自治法第99条により、目黒区議会の意見書として、安倍首相、衆議院議長、参議院議長に提出することを求めます。

【陳情事項】

沖縄に対する上記国連の勧告を遵守、履行し、現在強行されている、東村高江のオスプレイ・パッド（オスプレイ着陸帯）の工事を直ちに中止するよう、目黒区議会として国に求めること。